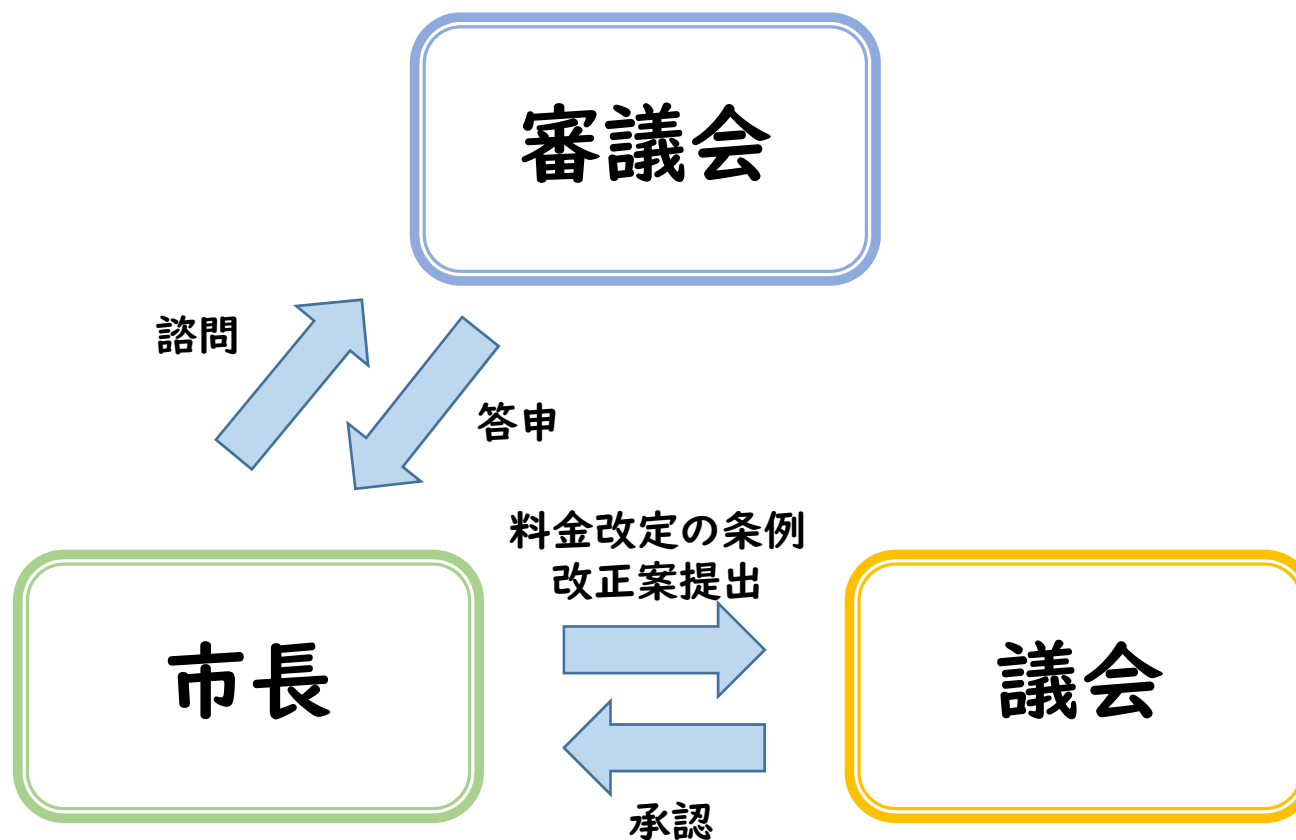




諮問・・・特定の事案に対して、専門家や識者などに意見を求めること

答申・・・諮問された事案に対して、議論した内容を取りまとめて回答すること

料金改定を行う場合の日程（案）

○審議会

- | | |
|---------------|-----------|
| ・ 市長諮問・第1回審議会 | 令和7年10月1日 |
| ・ 第2回審議会 | 令和7年11月頃 |
| ・ 第3回審議会 | 令和7年12月頃 |
| ・ 第4回審議会 | 令和8年1月頃 |
| ・ 市長へ答申書の提出 | 令和8年2月頃 |

○審議会終了後

- | | |
|-----------------|----------|
| ・ 議会へ料金改正条例案の提出 | 令和8年9月 |
| ・ 料金改定 | 令和9年4月以降 |

上下水道料金等の算定期間の設定

水道料金及び下水道使用料水準（財政計画）算定期間の設定

- ◆日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる
- ◆余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失う
- ◆算定期間は3年から5年程度が適当

（下水道使用料の基本的考え方：公益社団法人日本下水道協会）

料金水準が適正か4年に1度検証することとし、令和9～12年度までの4年間を算定期間に設定

区分													算定期間				算定期間			
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
水道料金	審議会		改定 8.5%	改定 7.1%	改定 8.1%						審議会				審議会					
下水道使用料					審議会		改定 10.0%	改定 10.0%	審議会											